

1 生徒心得

(総則)

第1条 この心得は、生徒の豊かな人間性を育み、心身ともに健やかに成長するとともに、社会との関わりを自覚しながら、次代の担い手として自立することを目的とする。

(服装・頭髪等)

第2条 服装は別に定める「生徒服装規程」を遵守すること。

2 登下校は制服とし、休業日は制服または各部等で指定された服装とすること。

3 頭髪は清潔で端正を心がけ、染色・加工等をしないこと。

4 化粧・マニキュア、装飾品（イヤリング・ピアス・ネックレス・指輪等）をつけないこと。

(交通安全)

第3条 登下校は交通安全に留意し、別に定める「通学に関する規程」を遵守すること。

第4条 在学中の自動車運転免許の取得は、別に定める「自動車運転免許取得規程」を遵守すること。

(校内生活)

第5条 登校は始業開始前までとし、遅刻をした場合は遅刻届を提出すること。

2 登校後、早退・欠課・外出する場合、H R担任に願い出ること。

第6条 学校生活に不要な物品等を持ち込まないこと。

2 携帯電話・スマートフォン等は使用マナーを守り、授業中は使用しないこと。

(校外生活)

第7条 外出時には身分証明書を携行すること。

2 やむを得ない理由があるほか、夜間の外出は控えること。

第8条 未成年立入禁止施設や遊戯場、風俗営業店、飲酒や喫煙を目的とした飲食店等の利用はしないこと。

第9条 アルバイトは別に定める「アルバイトに関する規程」を遵守すること。

(令和3年 4月 8日 施行)